

催事出店に関する基本条件

第1条 (本条件の適用)

本条件は、当社が取組先に対し、販売先においてユーザーに本商品を販売する業務およびこれに付随する商品管理、棚卸、その他の業務を委託し(以下「本委託業務」という)、取組先が受託した場合に適用されるものとする。なお、本条件で使用する用語は、本条件で特段の定めがない限り、本契約等と同一の意味を有するものとし、本条件に定めがない事項については、本契約等の定めが適用されるものとする。

第2条 (定義)

本催事とは、販売先が当社の商品を販売するためのイベントや出店を指すものとする。

第3条 (個別契約)

本催事の日時等の詳細条件は、別途、本商品の発注書によって決定する。

第4条 (対価)

委託業務の対価は、本商品代金に含めるものとする。

第5条 (委託業務)

1. 取組先は当社及び販売先(以下、両者を合わせて「当社等」という)の指示に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本委託業務を行うものとする。
2. 取組先が当社等から借用した設備・内装等や他社の商品・設備等を、取組先の故意・過失により破損し又は著しく消耗した場合、取組先は取組先の費用にて速やかにこれを修復するものとする。
3. 本商品の販売や試食等に必要なサンプル、什器等の消耗品に関しては、当社等の規則に従い、取組先が取組先の負担で準備するものとする。
4. 本催事における店頭装飾物や設備等の準備・設置に関しては、当社と取組先が協議の上、取り決めるものとする。
5. 取組先は当社等が指定する値札を本商品に添付しなければならない。
6. 取組先は販売先に本委託業務に関する許諾を取得または必要な手続きをするために必要な情報を当社に提供する。

第6条 (販売活動)

1. 取組先はダイレクトメールの送付、メールの配信、雑誌等の媒体告知などにより、本催事の案内をする場合には、事前に当社等の承認を得るとともに当社等のルールに従わなければならない。
2. 取組先は、優待販売・ポイントカード等の顧客優待施策等を含め、当社等の指示した方法に従って販売に従事し、売上代金を当社の指定する場所に入金しなければならない。
3. 取組先は、本委託業務の実施に際し、本委託業務に従事する者の健康状態・衛生管理に努める等、食中毒事故をおこさないように万全を期さなければならない。
4. 取組先はユーザーに試食を行わせる場合には、飲酒可能年齢の確認、アレルギーの有無等の確認など、十分な配慮をしなければならない。
5. 取組先が当社に販売した商品以外の商品を販売する場合には当社の指示に従うものとする。

第7条 (苦情処理)

取組先がユーザーから本委託業務または本商品に関する苦情そのほかの申し出を受けたときは、取組先は当社に速やかに報告を行うものとし、その解決について当社に協力するものとする。

第8条 (売場責任者)

1. 取組先は本委託業務の責任者を定め、当社に通知するものとする。
2. 当社等は、取組先の業務管理責任者に対し、注文指図を行い、取組先はこれに従う。なお、取組先の業務管理責任者が不在の時または安全・防犯・防災等の緊急を要するときに限り、当社等は取組先の販売員に対し、直接注文指図を行うことができる。

以上
制定日:2020年1月20日